

高知県公報

発 行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

| 条 例 | ページ |
|----------------------------|-----|
| ◎高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 規 則 | |
| ◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則 | 2 |

公布された条例のあらまし

◆高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

- 1 条例改正の目的
平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）が施行されたことに伴い、高知県給与等集中管理特別会計の設置の目的に子ども手当の支給業務を追加することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第22号

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例

高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。
本則の表中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第44号

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第17条第1項の規定によって読み替えられる同法第8条第1項」に、「児童手当を」を「児童手当及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第7条第1項の規定により知事が支給する子ども手当を」に改める。

別表中「児童手当」を「児童手当 子ども手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。